

有料運動施設をイベント会場として利用する際のガイドライン

1. 有料運動施設内(以下運動場内という)への車両乗入れについて

- ① 原則運動場内は駐車場にはご利用できません。
- ② 荷物等の搬入、搬出時用の車両についても、競技エリア(コート内)への車両の乗り入はできません。
- ③ 競技エリア外の地面に轍が残った場合は、現状復旧をしてください。

2. 運動場内の杭、ペグなどの設置・撤収について

- ① 主催者の杭、ペグなどの設置は可能ですが、イベント終了後の撤収については確認を徹底してください。
ただし、競技エリア内にはイベント参加者の個人用テントの設置は禁止とします。競技エリア外には個人用テントの設置を可能としますが、その場合は主催者側からイベント参加者に残置物(ペグ・糞など)がないように確認の徹底をお願いしてください。
- ② 地面に穴があいた場合は、現状復旧をしてください。
- ③ ペグの残置の回収を徹底してください。
 - ・設置数量と撤去数量があっているか確認してください。
 - ・ペグを抜いた際は、地面に置かずに袋・箱などに直接入れてください。
 - ・ペグには、マーキングテープをつけるなどの視認性を高める処置をしてください。
- ④ 撤収後、ペグなど、残置物がないか公園職員の立会いで確認を行います。
 - ・公園職員の立会い時間も含め日没時間までに撤収が完了するよう、イベントの開催時間を設定してください。
場合によっては、公園内行為許可申請時に実施時間について調整させていただきます。
 - ・日没までの確認が難しい場合は、杭に反射テープを巻く等、視認性を高める処置をして必ず確認してください。
なお、当日の日没までに確認いただくことが困難な場合には、別途ご相談ください。